



産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県名古屋市港区須成町二丁目41番地

氏 名 サーライン 株式会社
代表取締役 天白 正行 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長 中野正康



許 可 の 年 月 日 令和 3 (2021) 年 11 月 11 日

許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 2 月 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(圧縮、選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)

以上 5品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 選別

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

一宮市千秋町浅野羽根字西南出57番1

許可番号第13720141707号

イ 設置年月日

令和 3年11月 1日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

103.28t／日 (12.91t／時間)

紙くず 112t／日 (14t／時間)

木くず 138.24t／日 (17.28t／時間)

繊維くず 93.76t／日 (11.72t／時間)

金属くず（自動車等破碎物を除く。） 78.4t／日 (9.8t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 選別施設

ア 設置場所

一宮市千秋町浅野羽根字西南出57番1

イ 設置年月日

平成22年 7月20日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

45.44m³／日 (5.68m³／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成23年 2月 7日 新規許可

平成28年 5月17日 更新許可

令和 3年 3月12日 更新許可

令和 3年11月11日 変更許可

令和 5年 6月19日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無